

令和3年第8回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和3年6月11日 午前10時00分	
	場 所	厚岸町役場 2階大会議室	
開 会 日 時	令和3年6月11日 午前10時00分		
閉 会 日 時	令和3年6月11日 午前10時37分		
出 席 委 員	田 辺 正 保		
	濱 秀 利		
	森 脇 直 美		
	成 澤 幸 恵		
欠 席 委 員			
会議録署名	教 育 長	酒 井 裕 之	
委 員	委 員	田 辺 正 保	
会 議 出 席 者	事務局職員	管理課長	真里谷 隆
		指導室長	廣 瀬 巧
		管理課長補佐	車 塚 洋
		学校給食センター所長	櫻 庭 康 江
		生涯学習課長	早 川 知 記
		生涯学習課長補佐	小 池 裕 子
		情報館長	秋 田 裕 子
		海事記念館長	三 浦 博 哉
		スポーツ課長	高 橋 俊 彦
	その他の者		

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(議 案)	
	議案第37号	議会の議決を得なければならない事件の申出について 【原案可決】
	議案第38号	厚岸町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第39号	厚岸町立教育研究所設置条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第40号	厚岸町教育事務評価会議設置要綱等の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第41号	奨学生及び奨学金額の決定について【原案可決】
6		閉会

令和3年第8回厚岸町教育委員会

令和3年6月11日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和3年第8回厚岸町教育委員会を開会
します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおり
であります。

●教育長 日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の
会期を本日、6月11日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、会期を本日6月11日の1日間といたします。

 また、本日の付議事件のうち、「議案第41号」について
は、奨学金に関する議案のため、会議規則第15条の規定に
基づき、非公開とし、公開事件が終了した後に審議をした
いと思います。

 その他の議案については公開として議事を進めたいと思
いますがよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、そのように決定いたします。

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。
令和3年5月12日に開会した第7回教育委員会の会議録の
承認についてであります。会議録署名委員の成澤委員、
私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして
承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、田辺委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、議案第37号「議会の議決を得なければならない事件の申出について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習課長 ただいま上程いただきました、議案第37号「議会の議決を得なければならない事件の申出について」、その提案理由及び内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

内容は「工事請負契約の締結」で、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める必要があることから令和3年厚岸町議会第2回定例会に提出いたしたく、本案を提出するものであります。

本の森厚岸情報館は、平成8年に建設、開館から、今年で25年を迎えます。経年劣化による施設の腐食などが進んでおり、その都度雨漏りなどの修繕を行ってききましたが、雨漏りについては、解消されていない状況であります。

また、開館以来、大規模な改修は行っていないため、施設の長寿命化を図ることなどから改修工事を行うものであります。

契約の内容であります。1として、工事名、厚岸情報館屋上防水ほか改修工事。2として、工事場所、厚岸町宮園1丁目1番地。3として、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札。4として、請負金額、金59,180千円。5として、請負契約者は、厚岸郡厚岸町港町2丁目138番地、株式会社共和建設工業

所であります。

次のページに参考法令・関係条文の抜粋、3ページに参考といたしまして、1工事概要ですが、構造は、鉄筋コンクリート造2階建、延べ床面積 1,086.76㎡。工事内容は、屋上防水改修、屋上木製デッキ改修、木製サッシ改修ほか一式であります。

2工期ですが、着手は契約締結日の翌日、完成は令和3年11月30日までとするものです。

3位置図、配置図、平面図、立面図は、4から5ページのとおりであります。平面図の斜線部分が屋上防水の範囲となっております。また、施設の窓枠は木のサッシであり、部分的にここからの浸水も確認されたため補修を行うものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認たまわりますようお願い申し上げます。

- 教育長 内容は、厚岸情報館屋上防水ほか改修工事に伴う工事請負契約締結を町長に申し出ることについてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に議案第38号「厚岸町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長

ただいま上程いただきました議案第38号「厚岸町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、その内容をご説明申し上げます。

文部科学省では、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、必要に応じ教育委員会規則等の整備を図った上で、オンライン会議システムやテレビ会議システムを活用して教育委員会の会議を開催することも可能という考え方を示しており、これに伴い北海道教育委員会においても、委員のオンライン会議システム等を活用した教育委員会の会議の出席にかかる規定を改正したところです。

また、先月開催された第7回定例教育委員会において、濱委員より、オンライン会議システムでの参加の必要性が指摘されており、昨今の新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、当教育委員会の会議についても、オンラインの開催ができるよう、規則の整備が必要ではないかとの発言がありました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大等、不測の事態に備えることができるよう、オンライン会議システムを活用した教育委員会の会議への出席に係る規定を新たに設けたく、厚岸町教育委員会会議規則の一部改正の必要があることから、規定の整備を行ったものであります。

議案書6ページであります。

厚岸町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について、改正内容の説明を議案第38号説明資料の新旧対照表により行わせていただきます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

新たに加えた第6条は、「オンライン会議システムによる会議の出席」に関する規定で、第1項では、委員は、他の業務等により遠隔地に所在する場合にあっては、教

育長の許可を得て、映像及び音声を共有して相手の状態を相互に認識しながら適切に意思表示をおこなうことができるオンラインシステムによって、会議に出席できるとする規定を。第2項は、オンライン会議システムを活用した会議に委員が出席した場合において、会議の途中で通信が途絶え、復旧できないときは、その間の議事等について、当該委員は欠席したものとみなす規定を。第3項では、公開しないこととした議案等については、オンライン会議システムによる出席をすることができない。ただし、通信内容の秘匿措置等が講じられていると教育長が認めたオンライン会議システムを使用するときに限り、出席することができるものとみなす規定を整備したものであります。

条を加えたことにより、第7条以降は、条の繰り下げを行っております。

議案書7ページにお戻り願います。

附則でございます。この訓令は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上簡単ですが、議案第38号「厚岸町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由とさせていただきます。ご審議の上、ご承認たまわりますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長 内容は、オンライン会議システムを活用した教育委員会会議への委員出席に伴う厚岸町教育委員会会議規則の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

●濱委員 改正案の第6条の3のところ、非公開議案について、オンラインの場合は原則的に出席できないということで考えてよろしいでしょうか。

●管理課長 第6条の3についてのご質問ですが、公開しないこと

とした議案等について、原則はオンラインでは行わないということでもあります。ただし、秘匿措置が講じられている場合はその限りではないとなっております。ですが、現在の会議システムでは、完全にこの秘匿措置を講じることができるシステムはありません。同様の改正をしております北海道教育委員会におきましても、現時点では、公開しないこととした議事も含め、教育委員会の会議については、原則、オンライン会議はしないということとなっております。

●教育長 他にございませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に議案第39号「厚岸町立教育研究所設置条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただいま上程いただきました議案第39号「厚岸町立教育研究所設置条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」、その内容をご説明申し上げます。

地方自治法第138条の4第3項では、普通地方公共団体は、法律又は条例等の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、

調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができるとしており、当町においても、個々の条例・規則等により、必要な附属機関として審議会等を設置しているところであります。

また、設置しているほぼ全ての審議会等で、会議の開催要件を「半数以上の委員の出席」とし、議事の決定要件を「出席委員の過半数、可否同数の場合は、議長の決するところ」としており、会議の成立が議事の決定要件となっておりました。しかしながら、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、会議の開催が困難となった審議会等において、議案審議の必要性から、やむなく書面での審議を行ったところであり、これら書面で審議された事項について、会議を開催し、審議、決定したものと同様に扱う必要が生じたところであります。

このため、審議会等における議案の審議については、原則、会議を行うこととしつつも、令和2年度で実施した書面での審議を有効とすることと、今後、緊急の必要があり審議会の会議を招集する暇がない場合や、災害のほか感染症の拡大防止など、やむを得ない理由により書面審議を行わなければならない事態に備え、書面での審議を行った際の取扱いに関する規定の整備等について、今般、全庁的に整備を行う方針が示されたことから、教育委員会関連の規則についても一部改正の必要があることから、規定の整備を行ったものであります。

議案書8ページであります。

厚岸町立教育研究所設置条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について、改正内容の説明を議案第39号説明資料の新旧対照表により行わせていただきます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

管理課・指導室分を私から説明させていただきます。

第1条は「厚岸町立教育研究所設置条例施行規則の一

部改正」であります。第11条第2項及び4項は、他の条例・規則と同様に文言整理しております。

2 ページ、新たに加えた第11条の2は、「運営委員会招集の特例」に関する規定で、第1項では、緊急の必要があり運営委員会の会議を招集する暇がない場合、その他やむを得ない理由のある場合において、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、審議会の会議に代えることができるとする規定を、第2項では、書面での審議を行った際の、会議の成立要件及び議事の決定要件を、会議を開いた場合と同様とする準用規定を整備したものであります。

第2条は「厚岸町学校運営協議会規則の一部改正」であります。第14条第2項は、文言の整理。新たに加えた第14条の2は、「会議招集の特例」に関する規定で、第1条の「厚岸町立教育研究所設置条例施行規則の一部改正」と同様の内容でありますので説明は省略させていただきます。

第3条は「厚岸町学校給食センター運営委員会規則の一部改正」であります。新たに加えた第5条の2は、「運営委員会招集の特例」に関する規定で、第1条と同様の内容でありますので説明は省略させていただきます。

第4条は「厚岸町奨学資金貸与条例施行規則の一部改正」であります。第7条第2項及び第4項は、文言の整理。新たに加えた第7条の2は、「審議会招集の特例」に関する規定で、第1条と同様の内容でありますので説明は省略させていただきます。

●生涯学習課
長

続いて、生涯学習課所管部分についてご説明いたします。

第5条「厚岸町社会教育委員会議運営規則の一部改正」です。第2条の改正は、第1項で、会議の定義の削除。第3項では文言の整理であります。第3条の改正は、見

出しの改め及び会議の成立条件に係る規定の追加であります。次に、第3条の次に、会議招集の特例として書面審議に係る規定、及び前条第2項及び第3項の規定を準用する規定を第3条の2として加える改正であります。

次に、第6条「厚岸町公民館条例施行規則の一部改正」です。第15条の改正は、会議の定義の削除であります。第16条の改正は、文言の整理及び文言の改めであります。次に、新たな条を加えるため、第17条及び第18条を繰り下げ、会議招集の特例として書面審議に係る規定、及び前条第2項及び第3項の規定を準用する規定を新たな第17条として加えるものであります。

次に、第7条「厚岸情報館設置条例施行規則の一部改正」です。新たな条を追加するため、第29条を繰り下げ、第28条の次に、協議会の会議招集及び会議の成立要件に係る規定を新たな第29条として加え、協議会招集の特例として書面審議に係る規定及び前条第2項及び第3項の規定を準用する規定を新たな第30条として加えるものであります。

次に、第8条「厚岸町郷土館条例施行規則の一部改正」です。第7条の改正は、文言の改めであります。次に、第7条の次に、審議会招集の特例として書面審議に係る規定、及び前条第4項及び第5項の規定を準用する規定を新たな第7条の2として加えるものであります。

次に、第9条「厚岸町海事記念館条例施行規則の一部改正」です。第6条の改正は、文言の改めであります。次に、第6条の次に、協議会招集の特例として書面審議に係る規定、及び前条第2項及び第3項の規定を準用する規定を新たな第6条の2として加えるものであります。

次に、第10条「厚岸町太田屯田開拓記念館条例施行規則の一部改正」です。第7条の改正は、文言の改めであります。次に、第7条の次に、審議会招集の特例として

書面審議に係る規定、及び前条第4項及び第5項の規定を準用する規定を新たな第7条の2として加えるものであります。

次に、第11条「厚岸町文化財保護条例施行規則の一部改正」です。第9条の改正は、第1項では文言の改め、第2項では各号中の付番の改めであります。第1号では1、2、3、4をア、イ、ウ、エに改め、第2号では1、2、3、4、5、6をア、イ、ウ、エ、オ、カに改めるものです。次に、第10条の改正は、文言を改め、第10条を繰り下げ、第9条の次に、文化財委員会の招集及び会議の成立要件に係る規定を新たな第10条として加え、文化財委員会招集の特例として書面審議に係る規定及び前条第2項及び第3項の規定を準用する規定を新たな第11条として加えるものであります。

最後に、議案書13ページにお戻りください。

次に、附則であります。

この規則は、公布の日から施行するとし、令和2年度当初から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、やむなく実施した書面による審議について適用させる必要があるため、令和2年4月1日に遡及し適用しようとするものであります。

以上簡単ですが、議案第39号「厚岸町立教育研究所設置条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」の提案理由とさせていただきます。ご審議の上、ご承認たまわりますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、各種審議会等の会議における書面審議の位置づけ及び会議の招集・成立要件に伴う厚岸町立教育研究所設置条例施行規則等の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

●田辺委員

今回の改正内容については、異議はございませんが、

参考までにお聞きしたいことがございます。

この書面決議の関係ですが、もうすでに多くの会議等で行われていると思うのですが、現在のところ、ほとんどのものが書面決議で推移してきていると認識してよろしいでしょうか。

●管理課長 教育委員会関係で申しますと、一部、実際に会議を招集しているものもありますが、全庁的な流れとして、ほとんどがやむなく書面開催ということとなっております。

●教育長 他にございませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に議案第40号「厚岸町教育事務評価会議設置要綱等の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただいま上程いただきました議案第40号「厚岸町教育事務評価会議設置要綱等の一部を改正する訓令を定めることについて」、その内容をご説明申し上げます。

改正理由は、議案第39号と同様の内容でありますので説明は省略させていただきます。

議案書14ページであります。

厚岸教育事務評価会議設置要綱等の一部を改正する訓令を定めることについて、改正内容の説明を議案第40号説明資料の新旧対照表により行わせていただきます。新旧対照表の1ページをご覧ください。

管理課・指導室分を私から説明させていただきます。

第1条は「厚岸町教育事務評価会議設置要綱の一部改正」であります。第5条第2項及び第3項は、他の条例・規則と同様に文言整理しております。新たに加えた第5条の2は、「評価会議招集の特例」に関する規定で、第1項では、緊急の必要があり評価会議を招集する暇がない場合、その他やむを得ない理由のある場合において、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、審議会の会議に代えることができるとする規定を。第2項では、書面での審議を行った際の、会議の成立要件及び議事の決定要件を会議を開いた場合と同様とする準用規定を整備したものであります。

第2条は「厚岸町環境教育推進委員会設置要綱の一部改正」であります。第5条第2項は、「会議」に関する規定で、委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決することによる規定で、会議開催要件を整備したものです。第5条の2は、「委員会招集の特例」に関する規定で、第1条の「厚岸町教育事務評価会議設置要綱の一部改正」と同様の内容でありますので説明は省略させていただきます。

第3条は「厚岸町学校給食センター運営委員会設置要綱の一部改正」であります。2ページをご覧ください。第4条の見出しを「会議」に改正し、第1項は、文言の整理。第2項は、運営協議会の会議は、委員の半数以上出席しなければ、開くことができない規定、第3項は、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる規定で、会議開催要件を整備し

たものです。第4条の2は、「運営委員会招集の特例」に関する規定で、第1条の「厚岸町教育事務評価会議設置要綱の一部改正」と同様の内容でありますので説明は省略させていただきます。

●生涯学習課長 続いて、生涯学習課所管部分についてご説明いたします。

第4条「史跡国泰寺跡整備検討委員会設置要綱の一部改正」であります。第6条の次に、会議招集の特例として書面審議に係る規定、及び前条第2項及び第3項の規定を準用する規定を第6条の2として加える改正であります。

●スポーツ課長 続きますして、私からは、スポーツ課所管の第5条「厚岸町スポーツ推進委員会議運営規程の一部改正」についてご説明いたします。

最初に、第5条の改正は、見出し中及び第1項、第2項中において、字句の修正をするものであります。

次に3ページの新たに加えた第5条の2は、「委員会会議招集の特例」に関する規定で、第1条の改正と同様なため、説明は省略させていただきます。

議案書16ページにお戻り願います。

附則でございます。

この訓令は、令和3年6月11日から施行し、令和2年4月1日から適用しようとするものであります。

以上簡単ですが、議案第40号「厚岸町教育事務評価会議設置要綱等の一部を改正する訓令を定めることについて」の提案理由とさせていただきます。ご審議の上、ご承認たまわりますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長 内容は、各種審議会等の会議における書面審議の位置づけ及び会議の招集・成立要件に伴う厚岸町教育事務評

働会議設置要綱等の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 これより非公開事件の議案第41号を議題とします。暫時休憩いたします。休憩後の議案第41号につきましては、管理課長に出席願います。

そのほかの職員におかれましては、ここで、ご退席ただいて結構です。お疲れさまでした。

[休憩 午前10時30分]

[再開 午前10時31分]

●教育長 会議を再開いたします。議案第41号「奨学生及び奨学金額の決定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 【非公開事件のため省略】

●教育長 その他、総体的に何かございますか。

●濱委員 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関して、厚岸町役場の事務職員について、他の自治体などで行われているリモートでの在宅勤務の状況はどのようになっていますか。

るのでしょうか。その点が気になるものですから。

●管理課長 役場職員についてお話しする前に、教員についてお話しさせていただきます。昨年度、学校の一斉休業が生じた際には、在宅勤務を可能とする規則を定めました。学校に児童生徒が登校しない状況でもあり、コロナ禍に限ってということ、在宅勤務を認めたという経緯がございます。

役場職員につきましては、今のところ、大きな動きはございません。また、在宅勤務ができるという規定もないという状況にあります。

●濱委員 厚岸町としては、在宅勤務ができる規定を作る状況にはないのでしょうか。

●管理課長 今回の段階では、役場の総務課からの情報はございません。

●濱委員 新聞報道などで、例えば、近隣の釧路町などでは、リモートワークが職員全体の何%になったというようなことを目にするのですが、他の自治体でも、そういう流れになっているのかなと感じていたものですから。

●管理課長 現に北海道、北海道教育委員会では、在宅勤務を認めておりますし、実際に実施しております。今、お話のあった釧路町も実施しております。今後の状況を見てということになると思いますが、検討していかなければいけないものと個人的には考えているところでございます。

●教育長 他にございませんか。

(ありませんの声)

●教育長

以上で、本日の会議日程は全て終了しました。

これをもちまして、第8回教育委員会を閉会します。